

# ○町田市工事請負契約指名競争入札参加者指名基準

昭和62年4月1日

適用

財務部契約課

改正 2010年3月1日

2015年4月1日

2025年8月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

## 第1 趣旨

この基準は、市が発注する工事請負契約の指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名の基準等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 指名の判断事項

市長は、指名競争入札に参加する資格を有する者について、次に掲げる事項について調査し、発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）についての適格性を別表第1の運用基準表に基づき判定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

## 第3 指名方法

市長は、別表第2の発注区分表に基づき、発注工事の予定価格に対応する資格を

有する者のうちから、第2の規定により適格者と判定した者（以下「適格者」という。）を入札参加者として指名するものとする。

#### 第4 優先指名

市長は、第3の規定により入札参加者を指名する場合において、当該入札参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 市内に本店又は契約の代理人としている営業所を有する者
- (2) 発注工事の施工場所付近に本店又は営業所を有する者
- (3) 発注工事と同種の工事を専業とする者
- (4) 発注工事と同種の既発注工事の成績評定が、町田市工事成績評定事務取扱要領（2012年10月1日施行）の規定に基づく評定A又はBの者
- (5) 発注工事が既発注工事、他の官公庁の発注工事又は民間工事と関連する場合における当該関連工事の施工業者
- (6) 発注工事の内容等の決定に当たり、市長の求めに応じて、参考見積りの提示等の協力をした者

#### 第5 直近上位及び直近下位の有資格者の指名

第3の規定にかかわらず、市長は、工事の規模、内容等により、必要があると認めるときは、その一部の者について、発注区分の直近上位又は直近下位の適格者を入札参加者として指名することができる。

#### 第6 指名の制限

市長は、発注工事の成績評定、完成工事高、営業規模、工期その他の条件等を勘案して、発注工事に施工能力を有しないと認めるときは、その者を指名しないことができる。

#### 第7 指名業者の数

発注工事について指名する者の数は、次の表に掲げるとおりとする。

予定価格	指名業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上2億円未満	6者以上
2億円以上	7者以上

## 第8 特則

市長は、入札参加者を指名する場合において、発注工事が次の各号のいずれかに該当するときは、第3から第7までの規定を適用しないことができる。

- (1) 特に緊急を要する工事
- (2) 特別の技術を要する工事
- (3) 工事の性質又は目的により特に市長が認めるもの

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、1991年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、1999年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、2000年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2010年3月1日から施行し、同日以後に公表する入札から適用する。

附 則

この基準は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2025年8月1日から施行する。

#### 別表第1（第2関係）

##### 運用基準表

事項	運用基準
1 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は指名しないこと。  (1) 市の発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適當であると認められること。  ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。  イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関

	<p>係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(2) 警察当局から、市に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p>
3 工事成績	<p>市の発注工事等に係る工事成績を総合的に勘案すること。</p>
4 地理的条 件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績からみて、当該地域における工事の施工特性に精通しているかどうか、又は工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工 事の状況	<p>現在の手持ち工事の状況と当該年度の受注状況からみて指名が特定の業者に偏っていないかどうか、又は手持ち工事からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 技術的適 正	<p>次の事項に該当するかどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条</p>

	<p>件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 市の発注工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報等があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 建設業退職金共済組合又は建設業労働災害防止協会等の加入履行状況について、良好でないとその関係機関から報告を受けたもので、その労働福祉の状態が劣悪であると判断されたものは指名しないこと。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組む等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>

別表第2 (第3関係)

発注区分表

工事の種類ごとの発注区分は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査（以下「経審」という。）の結果の総合評定値をもとに行う。

ア 道路舗装工事、造園

予定価格の範囲	経審の総合評定値
---------	----------

200万円以上500万円未満	700点未満
500万円以上5,000万円未満	1,150点未満
5,000万円以上2億円未満	450点以上1,150点未満
2億円以上	1,150点以上

イ 一般土木工事

予定価格の範囲	経審の総合評定値
200万円以上500万円未満	700点未満
500万円以上5,000万円未満	1,150点未満
5,000万円以上7億円未満	650点以上1,150点未満
7億円以上	1,150点以上

ウ 下水道施設工事

予定価格の範囲	経審の総合評定値
200万円以上500万円未満	700点未満
500万円以上5,000万円未満	1,150点未満
5,000万円以上6億円未満	700点以上1,150点未満
6億円以上	1,150点以上

エ 建築工事

予定価格の範囲	経審の総合評定値
200万円以上500万円未満	700点未満
500万円以上5,000万円未満	1,150点未満
5,000万円以上10億円未満	650点以上1,150点未満
10億円以上	1,150点以上

オ 電気工事、給排水衛生工事、空調工事

予定価格の範囲	経審の総合評定値
200万円以上500万円未満	700点未満
500万円以上5,000万円未満	1,150点未満
5,000万円以上4億円未満	550点以上1,150点未満
4億円以上	1,150点以上

カ 水道施設工事

予定価格の範囲	経審の総合評定値
200万円以上500万円未満	650点未満
500万円以上5,000万円未満	1,150点未満
5,000万円以上4億円未満	600点以上1,150点未満
4億円以上	1,150点以上

備考

- 1 経審の総合評定値は、入札参加資格申請（継続申請を含む。）を行った際の審査基準日における総合評定値を適用するものとする。
- 2 入札参加資格申請に必要な経審の業種が複数ある業種（道路舗装工事等）については、最も高い総合評定値を適用するものとする。